

令和8年4月10日

保護者の皆様

大津市立小野小学校
校長 宮内 稔

非常変災時その他緊迫事態における非常措置について（お知らせとお願い）

陽春の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育に対して御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

非常変災が予測される場合の学校対応について、児童の安全を第一に考え、下記の非常措置をとらせていただきます。

何とぞ御理解の上、御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

Ⅰ 特別警報、暴風警報の発令時等における措置

(1) 特別警報、暴風警報の発令時における措置

① 臨時休業

登校前においては児童は自宅待機とし、午前7時において市内全域に「台風、大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発令中の場合は、臨時休業とします。

② 終業時刻の繰り上げ

登校後、市内全域に「台風、大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発令された場合には、下校の措置をします。その場合は各児童の家庭へ tetoru 配信で連絡します。

(2) 特別警報、暴風警報発令前における特例措置

暴風警報等が出ていない場合でも、天気が急変し、雷雨・強風・大雨等が心配される際は、通学路の安全、状況等を総合的に勘案の上、「自宅待機」や「学校待機」としたり、終業時刻を繰り上げて下校させたりするなど、非常措置をとる場合もあります。その場合は tetoru 配信で連絡します。

お迎えに来ていただく場合、児童をお引き渡しする相手は、「保護者」または、「保護者に依頼された方」とさせていただきます。

混乱を避けるため、そして、防犯上の観点から、引き取りに来られた方が、児童の保護者から依頼されたことが分かる「メール文」や「手紙」等で確認させていただきますので、ご了承ください。停電等で電話対応できない場合がありますので、上記の措置を取らせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

(3) 特別警報、暴風警報解除後の措置

午前7時までに、特別警報、暴風警報が解除された場合であっても、通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合には、児童を自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰り下げまたは、臨時休業等を行います。その場合は、tetoru 配信で連絡します。

2 その他の警報（大雨、雷雨、洪水、大雪等の警報）の発令時における措置

その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）が発令されても、それだけで直ちに臨時休業ではありません。ただし、状況を見て、臨時休業、始業時刻の繰り下げ及び終業時刻の繰り上げ等の措置をとることもあります。その場合は、tetoru 配信で連絡します。連絡のない時は、通常どおり登校させてください。